



エコマーク認定印刷物
第08120010号

この印刷物は、環境に配慮された
原材料を使用し、リサイクルを考
慮して製作されています。

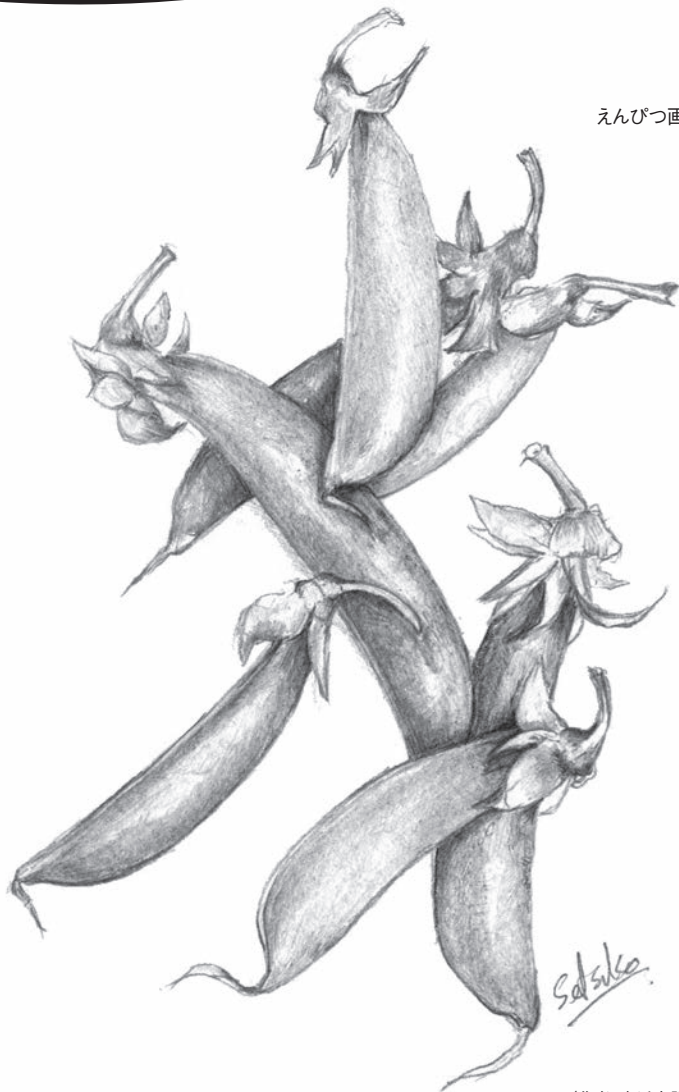
おおもり

法人ニュース

— Vol.6 2021.4・5・6 —

皐月号

えんぴつ画「季節のやさしい」



(作者・京浜容器株式会社 内海節子氏)

■ 顔 ■ 弁護士 鈴木茂生 ②

- タックス・インフォメーション ④
- 令和3年度事業計画書 ⑥
- 令和3年度収支予算 ⑦
- 第9回税に関する絵はがきコンクール ⑧
- インターネットセミナーのご案内 ⑨
- ひろば ⑩
- 令和2年度地球温暖化対策報告書提出会員企業一覧 / 中小企業者向け省エネ促進税制 FROM大田区 / 日本政策金融公庫から ⑬
- お出かけください / ジャスト・ワン・ワード ダイアリー ⑮



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

いんげん 隠元(マメ科インゲン属/原産 中央アメリカ)英名String bean
 コロンブスにより17世紀頃ヨーロッパに持ち込まれ、その後世界
 中で広く栽培されるようになったようです。日本へは江戸時代に
 中国からの帰化僧である隠元禪師によって持ち込まれ、隠元禪師
 にちなんで「いんげん」とよばれるようになったとされています。
 (文・(有)エヌフォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

170

「依頼者の胸にはやりが刺さってる」
この言葉を忘れない法律家でありたい

弁護士 鈴木 茂生

大森生まれの大森育ち、今は霞が関に事務所を構えつつ、私たち大森法人会の会員から寄せられる法律相談に応じてくださっている弁護士・鈴木茂生さん。「弁護士は本来、黒子」と謙遜する素顔に接してみました。

地元・大森の企業支援
どんなことでも「相談を

小学校時代はまさに今の法人会館がある場所の前を通過して学校にかよいました。

父は元検事の弁護士、大森法人会と交流があることは知っていましたが、父と私が同時に関わったことはありません。私に大森法人会から連絡があったのは2004年、父が他界して4年後でした。

当時の事務局長に「相続、事業承継に関心のある会員がいるので話をしてほしい」といわれ、「相続トラブルの事例と対処法」という講演を申し込み。その後、会社法改正に伴い「会社経営に必要な法律知識」という講演も複数回開きました。

会員の皆さんからのご相談は事務局を介して私につないでいただきます。相談は無料で、法的な対応が必要になると個別契約をして規定の費用をお支払いいただきます。

法律家になって30年近く、これまで10年ごとに自分がどうあるべきか、どうありたいかを考えてきました。

弁護士になりたての最初の10年は、与えられた仕事をがむしゃらになんでもやりました。同時に後進の指導に力を注ぎました。次の10年は弁護士を育てようと考え、若い弁

護士を雇用しました。そして今、自分が60歳になったことを機に、地元への貢献を考えています。これまで顧問がいなかった中小企業やスタートアップしたばかりの企業、とくに城南地区の中小企業の発展に寄与できるようなリーガルサービスを提供したいと考えています。

父と対等に口がきけるようになりたい一心で

漫画家の夢から法律家へ

実は子どものころは漫画家になりたかったんです。手塚治虫さんが大好きで、幼稚園のころからファンクラブに入り、当時としては珍しかったセル画や鉄腕アトムクラブのバッジを宝物にしていました。高校時代はバンドもやりました。70・80年代のロックを演奏して、私はギターとベースを担当。40歳すぎに大森の

居酒屋で地元のバンド仲間と出会い、東日本大震災の直前まで毎週のようにライブ演奏をしていました。コロナ禍が収束したら、またやりたいですね。

とにかく私が、漫画家でもミュージシャンでもなく、大学の法学部に進んだのは、父と対等に口がきけるようになりたかったからです。大学卒業を控えた私は、法律家になりたいと父に告げました。すると父は即座に「わかった。しかし自分でやれ」と答えました。自分でやれとは「自分で必要な費用を出せ」という意味でした。

弁護士を目指そうとする



▲弁護士の互助会旅行で家内と(2016・シドニー)

と、まず大学の法学部で学びます。その後、今ならロースクールに進みますが、私の時代は司法試験を受けるための予備校に通わなければなりません。予備校で勉強をしながら司法試験を受けるわけです。合格するかどうかもわからない司法試験を目指して予備校の費用も払わなければならぬ。そのため私は、大学卒業後、まず品川区役所に勤めました。ここでお金を貯めて、司法試験の受験生活を始めました。そんなわけで、私が弁護士になったのは30歳を過ぎてからでした。すでに最初の子どもが生まれており、その子どもも4年前に弁護士になりました。

マスクをしてわかる
人の目は正直です

司法試験に合格すると裁判官、弁護士、検事になる資格を得ます。その後、最高裁判所が設置する「司法研修所」に所属して、司法修習生として2年間の経験を積みまします。この間、各地の地方裁判所に

配属され、裁判、弁護、検察の3つの職を経験しながら自分に合ったものを選びます。

この司法修習生時代、民事裁判の教官にいわれた言葉です。私はずっと大切にしていきます。

「依頼者の胸にはヤリが刺さっていると思つて接しなさい」

要するにそのヤリをぐりぐり扱うと痛いから、痛くないように抜いてあげなさいよ、ということだと思えます。

弁護士になってさまざまな事件を担当しましたが、東日本大震災の被災者の方が起こした東京電力への賠償請求もそうした配慮が必要でした。2年間をかけて家族5人が生活するのに困らない相当の金額が振り込まれ、この問題の賠償請求としては成功した部類に入ると思えます。でも、ご家族が失ったものや思うと複雑な気持ちです。弁護士になる前、品



川区役所に勤めた経験も、いろいろな意味で生きています。当時の鈴木俊一都知事によるコミュニケーション政策は、私たちが大卒職員を出張所に配属しました。そこで、住民登録、健康保険証の発行、母子手帳の発行、畜犬登録と狂犬病の予防注射、印鑑証明の発行など、生活に密接にかかわる業務をしながら、私は日本の縮図ともいえる小さな社会を見ることができました。以来、弁護士になってから出会った人々も含めて、

一体どれほど多くの顔を見てきたのか。これからも相手の目を見て話せる法律家であり続けたいと考えています。

〈インタビュー〉

岡本 勝子 石井 幸恵
中西 亮 縣 伸幸
山科 早穂

〈文〉

谷村 紀久代

3月29日 鈴木茂生法律事務所にて

■プロフィール■
鈴木 茂生(すずき しげお)
1958年8月東京生まれ

大森法人会法律相談担当

青山学院大学法学部卒業後、品川区役所勤務を経て、1991年に司法研修所入所(46期)。1994年、弁護士登録。1995年、元検事の父・鈴木薫弁護士とともに鈴木薫法律事務所を設立。企業法務を中心に一般民事、相続・離婚などさまざまな事件に対応。相続訴訟や特殊刑事事件(脱税・贈賄)といった比較的複雑な事件も扱う。

財団法人評議員(2001年～)、上場企業監査役(2003年～)、医療法人監事(2008年～)、東京都弁護士協同組合副理事長(2019年5月～)、日弁連編集委員会委員長(2020年6月～)

鈴木茂生法律事務所
東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル203 電話03-3595-2860



新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納税すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）



次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページを、
それぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の
詳細はこちら



令和3年度事業計画書

I 令和3年度活動理念

「地域の発展と活力ある公益社団法人をめざして」

- (1) 公益法人制度に適合した、さらなる組織基盤の整備充実
- (2) 地域企業経営支援のためのサービス機能の充実
- (3) 地域社会の発展のため、連携・協調による地域社会貢献活動の展開
- (4) 全法連において決定された新たな「法人会の理念」を意義あるものにするため取組む
- (5) 法人会自主点検チェックシートの普及と企業コンプライアンスの確立に寄与する

II 基本方針

(税務行政への協力)

1. 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努めるとともに、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

さらに具体的取り組み策を検討し、e-Tax 制度の普及拡大に努める。

(租税負担の合理化)

2. 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(記帳と経理知識の普及)

3. 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会の研修室を活用し経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努める。

(地域社会貢献)

4. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会的使命を果たすため、地域社会との一層の連携・協調を図るとともに、組織の強化に取り組む。

(会務運営の円滑化)

5. 会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、とくに会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。



昨年の総会風景

令和3年度 収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	本年度合計	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(i) 経常収益						
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0
(1) 基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0
2. 特定資産運用益	10,000	0	0	10,000	10,000	0
(1) 特定資産受取利息	10,000	0	0	10,000	10,000	0
(2) 特定資産受取借料	0	0	0	0	0	0
3. 受取会費	12,268,000	7,670,000	10,030,000	29,968,000	31,468,000	△ 1,500,000
(1) 正会員受取会費	11,800,000	7,670,000	10,030,000	29,500,000	31,000,000	△ 1,500,000
(2) 特別会員受取会費	468,000	0	0	468,000	468,000	0
(3) 賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	900,000	60,000	0	960,000	960,000	△ 20,000
(1) 研修会事業収益	900,000	0	0	900,000	900,000	0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	0	0	0	0	0
(3) その他事業収益A	0	60,000	0	60,000	80,000	△ 20,000
(4) その他事業収益B	0	0	0	0	0	0
5. 受取補助金	13,733,500	1,800,000	0	15,533,500	15,600,200	△ 66,700
(1) 全法連助成金	13,583,500	300,000	0	13,883,500	14,100,200	△ 216,700
(2) 都道府県連補助金	150,000	1,500,000	0	1,650,000	1,500,000	150,000
(3) その他の補助金	0	0	0	0	0	0
6. 受取負担金	425,000	6,385,000	855,000	7,665,000	7,467,000	208,000
(1) 青年部会負担金	80,000	1,482,000	438,000	2,000,000	2,012,000	△ 12,000
(2) 女性部会負担金	60,000	445,000	142,000	647,000	645,000	2,000
(3) 源泉部会負担金	0	240,000	275,000	515,000	515,000	0
(4) 総会等負担金	0	1,900,000	0	1,900,000	1,900,000	0
(5) 支部負担金	285,000	2,318,000	0	2,603,000	2,385,000	218,000
7. 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
(1) 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
8. 雑収益	800,000	1,000,000	151,000	1,951,000	1,951,000	0
(1) 受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
(2) 広告料収益	800,000	0	0	800,000	800,000	0
(3) 雑収益	0	1,000,000	150,000	1,150,000	1,150,000	0
経常収益計	28,136,500	16,915,000	11,036,000	56,087,500	57,466,200	△ 1,378,700
(ii) 経常費用						
① 事業費	30,194,444	17,833,500		48,027,944	47,764,364	263,580
給料手当	11,049,280	1,444,800		12,494,080	12,212,500	281,480
臨時雇賃金	80,100	10,600		90,700	272,100	△ 181,400
退職給付費用	144,180	19,080		163,260	163,260	0
福利厚生費	1,922,400	254,400		2,176,800	2,176,800	0
旅費交通費	1,103,010	1,838,060		2,941,070	2,951,070	△ 10,000
通信運搬費	2,834,200	141,000		2,975,200	2,843,200	132,000
減価償却費	608,000	114,400		722,400	722,400	0
消耗品費	1,318,900	821,000		2,139,900	2,037,400	102,500
修繕費	120,000	50,000		170,000	170,000	0
印刷製本費	3,302,000	251,000		3,553,000	3,553,000	0
燃料費	200,250	26,500		226,750	226,750	0
光熱水料費	450,000	187,500		637,500	637,500	0
賃借料	125,000	280,000		405,000	385,000	20,000
リース料	1,260,000	525,000		1,785,000	1,785,000	0
保険料	780,000	335,000		1,115,000	1,115,000	0
謝礼金	1,702,000	270,000		1,972,000	1,877,000	95,000
租税公課	662,200	111,800		774,000	774,000	0
会議費	1,550,500	6,272,000		7,822,500	7,968,500	△ 146,000
委託費	0	150,000		150,000	150,000	0
支払負担金	809,000	4,615,000		5,424,000	5,454,000	△ 30,000
支払手数料	864	12,000		12,864	12,864	0
雑費	172,560	104,360		276,920	276,920	0
② 管理費			5,804,520	5,804,520	6,036,600	△ 231,080
給料手当			1,265,920	1,265,920	1,265,300	620
臨時雇賃金			9,300	9,300	0	9,300
退職給付費用			16,740	16,740	16,740	0
福利厚生費			223,200	223,200	223,200	0
旅費交通費			549,530	549,530	613,930	△ 64,000
通信運搬費			258,000	258,000	258,000	0
減価償却費			77,600	77,600	77,600	0
消耗品費			45,000	45,000	45,000	0
修繕費			30,000	30,000	30,000	0
印刷製本費			193,000	193,000	193,000	0
燃料費			23,250	23,250	23,250	0
光熱水料費			112,500	112,500	112,500	0
賃借料			40,000	40,000	40,000	0
リース料			315,000	315,000	315,000	0
保険料			195,000	195,000	195,000	0
租税公課			86,000	86,000	86,000	0
会議費			1,230,000	1,230,000	1,360,000	△ 130,000
委託費			270,000	270,000	270,000	0
支払負担金			390,000	390,000	390,000	0
渉外慶弔費			100,000	100,000	100,000	0
支払手数料			350,000	350,000	300,000	50,000
雑費			24,080	24,080	121,080	△ 97,000
経常費用計	30,194,444	17,833,500	5,804,520	53,832,464	53,799,964	32,500
当期経常増減額	△ 2,057,944	△ 918,500	5,231,480	2,255,036	3,666,236	△ 1,411,200

第9回 税に関する絵はがきコンクール

このコンクールは、全国法人会総連合女性部会が租税教室の一環として全国に推進している活動です。今回、管内の6年生を対象に作品を募ったところ260点の応募がありました。

厳正な審査の結果、「会長賞」「大森税務署長賞」「税制税務委員長賞」「女性部会長賞」「大田区長賞」「教育長賞」の6点と「入選」5点を選定致しました。

ご協力頂きました管内の小学校の先生方、お忙しい中誠にありがとうございました。女性部会では引き続き絵はがきコンクールを継続していきます。皆様のご協力よろしく申し上げます。 (女性部会長 山田妙子)

大森法人会
会長賞



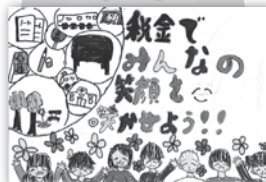
池上第二小学校
秋田 侑希奈さん

大森税務
署長賞



池上小学校
森口 櫻音さん

税制税務
委員長賞



大森第五小学校
河崎 絢さん

教育委員会
教育長賞



入新井第四小学校
山谷 呼乃愛さん

大田
区長賞



入新井第四小学校
佐藤 絢哉さん

女性部
会長賞



大森第四小学校
椎葉 心愛さん

入選



大森第一小学校
梶浦 心愛さん



大森第一小学校
前田 俊祐さん



大森第四小学校
小西 伶奈さん



馬込第三小学校
谷田 理璃子さん



大森第一小学校
齋藤 那奈さん

大森法人会よりインターネットセミナーのご案内

大森法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

大森法人会 検索で検索いただけます

①

インターネット・セミナー・オンデマンド

270以上のタイトルで1300を超えるムービーから経営に役立つセミナーがいつでも見ることが

使用方法については、下記の画像をクリックしてください。



クリック

②



「パスワードを入力してログインして下さい」

パスワードは パスワード:oomoriHG

会員はパスワードを覚えてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

コロナショックを乗り切る！
中小企業の資金繰り術



財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一

お勧め

テレワーク時代のスタンダード
「Zoomミーティング」活用セミナー

Zoomの特徴

Zoom Video Communicationsは、アメリカ合衆国が元祖のソフトウェアに本社をおく企業で、クラウド型ビデオ会議システムZoom®を手掛ける

- ＝1クリックでつながる
- ＝接続が安定している
- ＝無料枠が広がる
- ＝100人まで同時参加
- ＝チャットやスライド

株式会社ブレーン パソコンセミナー専任講師 岩見 誠

お勧め

相手を不快にさせない
言葉遣いの実践講座



クルール代表 人材育成コンサルタント 池田 泰美

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー(2)	岩見 誠	15分	一般経営	無料集客ツール Google mapの活用術	加藤 忠宏	47分
	怒りで人間関係を壊さないアンガーマネジメント	松尾 久美子	30分		新型コロナウイルスによる雇用調整助成金の活用	安中 繁	46分
	今知りたい グリーフケアって何？	石井 亜由美	36分		雇用調整助成金・小学校休業等助成金	井手 美由樹	40分
	超入門！元刑事が教える面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	外園 明博	56分
労務	人と人をプラスに導く究極のコミュニケーション術 対談編	大久保 雅士	36分	税務・経理	本能寺の変の真相と部下を明智光秀にしない会社(前編)	堀永 雅文	50分
	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		NEW 社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
マネジメント	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分	会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分	
	NEW 身心の回復と今後の予防策～コロナによる自業生活もたらした疲弊～	小久保 晴代	30分	特別事業承継税制を活用し、自社株を無税で次世代経営者に譲る	佐伯 優	60分	
	サイバー担当元刑事が教える！子供を加害者、被害者にしないネットトラブル回避術	森 雅人	18分	NEW 新型コロナウイルス後の世界経済と日本	進藤 勇治	35分	

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるもの一部です)

お問い合わせは大森法人会事務局まで **TEL:03-3751-4484**



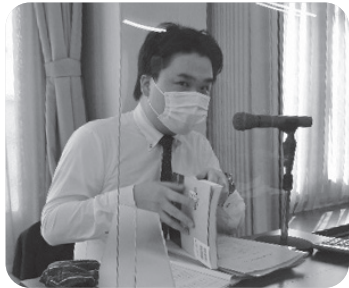
新春署長 講演会「消費税のインボイス制度について」

1月15日(金) 参加者39名 会場:大森東急REIホテル
 講師:大森税務署 名取 和彦署長



法人税申告書の見方書き方講座「企業の健康診断書読めますか？」

2月17日(水)～3月17日(水) (全5回) 参加者12名 会場:法人会館 研修室
 講師:大森税務署 伊藤審理官



税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？

A 企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合、従業員の給与として課税する必要があります。○か×か。

② ① × ○

B 在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要があります。○か×か。

② ① × ○

C 自宅に在宅勤務をするスペースがない従業員がレンタルオフィスを借りて、在宅勤務を行った際に代金を従業員が立替払いし、そのレンタルオフィス代に係る領収証等の提出を受けてその代金の精算をした場合、その精算した金額について従業員に対する給与として課税する必要があります。○か×か。

② ① × ○

D 次のうち、明治時代において、日本に実際にあった税金はどれでしょうか。

③ ② ①

うさぎ税
 かめ税
 つる税

?

※答えは15ページに



青年部会 研修会「企業でも活かせる行動心理学」

2月18日(木) 参加者12名 会場: 法人会館 研修室

講師: (株)ライフアドバンテージ
代表取締役 後藤 浩之氏



源泉部会 研修会「給与計算実務と社会保険手続きの進め方講座」

3月4日(木) 参加者55名 会場: 大田文化の森 多目的室

講師: 三崎経営労務事務所 所長
三崎 亜紀子氏



Zoomセミナー 「テレワーク時代のスタンダード 今さら聞けない Zoom 活用講座」

3月9日(火)

参加者14名

会場: 法人会館 研修室

講師: (株)ブレーン
専任講師
岩見 誠氏



Membership
データ

令和3年4月末現在

管内法人数 7957社 大森法人会員数 1509社



「令和2年度地球温暖化対策報告書」提出会員企業一覧

東京都への「地球温暖化対策報告書」提出にご協力いただきありがとうございます。

環境分野の柱として、法人会が東京都と連携して取り組んでいるこの制度は、中小規模事業者の自主的な取り組みによる温暖化防止の実現と、中小企業者向け省エネ促進税制の減税の要素を含んでいます。令和3年度も引き続き皆様ご協力の程よろしくお願い致します。

公益事業委員長 寺田 次朗

株式会社 アクセサリーコンプレックス	シールエンド 株式会社	ニッシン・ジャパン 株式会社
インシナー工業 株式会社	株式会社 志村精機製作所	平賀機械工業 株式会社
株式会社 上森測量設計事務所	城南道路 有限公司	株式会社 ファーストピース
有限会社 エス・ティー・ワールド	株式会社 新国際観光	フィーサ 株式会社
株式会社 エヌエフエー	精工電機 株式会社	有限会社 福田印刷所
大森クローム工業 株式会社	袖田工業 株式会社	有限会社 富士精機製作所
公益社団法人 大森法人会	株式会社 大電工	株式会社 豊栄
大森駅ビル 株式会社	株式会社 ダイニチ	ミツル電気 株式会社
有限会社 岡本製作所	大志技研 株式会社	メディカルテック 株式会社
株式会社 オズタック	株式会社 玉子屋	有限会社 八木澤製作所
木内弘美税理士事務所	中央電機設備 株式会社	矢野口自工 株式会社
小松ばね工業 株式会社	株式会社 ティーエム・カンパニー	合資会社 山田屋葬儀社
株式会社 齊藤木工所	東海塗装 株式会社	
株式会社 佐藤熔工	株式会社 東辰	
株式会社 三和電機製作所	有限会社 日軽急送	計42社

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

対象者：「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。

◆詳しくは主税局ホームページ内「(東京版)環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班 (品川都税務所 03-3774-6666)
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている区
内中小企業・小規模事業者の皆様を支援する各種制度（国、東京都、大
田区）を、大田区ホームページで紹介しています。

また、ワクチン接種に向けた情報や区内の感染動向についてもご確
認頂けます。随時情報を更新しておりますので、是非ご活用ください。



大田区広聴広報課 電話:03-5744-1132 FAX:03-5744-1503



日本政策金融公庫

大森支店（ナビダイヤル：0570-026894）

【予約相談のお知らせ】

お申込みやご返済に関するご相談は、事前予約が可能です。
予約相談を希望されるお客さまは、公庫HP「平日来店予約」
ページからご予約ください。

1日(日)	
2日(月)	
3日(火)	
4日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:40 法人会館研修室
5日(木)	広島平和記念日
6日(金)	
7日(土)	
8日(日)	🌧️山の日
9日(月)	振替休日 長崎原爆の日
10日(火)	
11日(水)	
12日(木)	
13日(金)	
14日(土)	
15日(日)	終戦記念日
16日(月)	
17日(火)	理事会・全役職者合同会議 法人会館研修室
18日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室
19日(木)	
20日(金)	
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	
24日(火)	
25日(水)	
26日(木)	
27日(金)	
28日(土)	
29日(日)	
30日(月)	
31日(火)	
期限	8/10 源泉所得税(7月分)納税
	8/31 6月決算法人の確定申告と納税
	8/31 12月決算法人の中間申告と納税
	8/31 社会保険料(7月分)納付

ようこそ 新しいお仲間

1月~3月 入会者 (敬称略)

会員名 (地区)	代表者名
(株)ジェイ・メイト (大森北第1地区)	内田 靖博
(株)ITIホールディングス (山王第2地区)	林 衛
(有)飯沼工務店 (中央第3地区)	飯沼 英治
(株)アイシテル (池上第2地区)	福田 文明

お出かけください。

★第11回通常総会

6/8(火)会場 大田文化の森ホール
公益社団法人 大森法人会の第11回通常総会が開催予定です。

※ご欠席の場合は委任状をご返送お願い致します。

★新設法人説明会

(新しく会社を設立した法人が対象)

6/9(水)・8/4(水)

時間 13:30 ~ 16:00

会場 大森法人会館 研修室

★決算法人説明会

(決算をむかえる法人が対象)

6/16(水)・8/18(水)

時間 13:30 ~ 16:00

会場 大森法人会館 研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認お願い致します。

📅 カレンダーの各開催要領は当会
ホームページをご覧ください。



ジャスト・ワン・ワード

◆この原稿を書くタイミングで松山選手がマスターズでアジア人として初優勝するとう嬉しいニュースが飛び込んで来ます。最終日はハラハラする展開でしたが、非常に落ち着いた表情でプレーする松山選手の姿がとても印象的で、きつと今までやってきた事への自信が裏付けになってきているのだと感じました。昨年来コロナの影響で今まで通りに行かない事も多いですが、日々努力を怠ることなく生活していきたいと感じました。

(広報委員 近藤尚之)

◆東京オリンピック・パラリンピックは中止でいい。このコロナ禍で五輪どころではない。海外からの客も無く選手も半減、聖火リレーすら満足にできていない。この状態で強行しても全く五輪の体をなさない。異文化交流の機会は失ない。アスリートやボランティアーの気概も半減してしまう。何のために開催するのか。◆原発もいらぬ。日本は代替エネルギーで充分まかなっていきける。トリチウムをたれ流す原発に頼るほど馬鹿げたことはない！

ずばり一言！五輪も原発も絶対にならない。
(広報委員 安野貞治郎)

★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(375)4484までご連絡ください。

6月

1日(火)	
2日(水)	
3日(木)	
4日(金)	
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	
8日(火)	理事会・公益社団法人大森法人会第11回通常総会 大田文化の森ホール
9日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室
10日(木)	
11日(金)	広島西南法人会総会
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	
15日(火)	
16日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:30 法人会館研修室
17日(木)	
18日(金)	
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	
24日(木)	
25日(金)	
26日(土)	
27日(日)	
28日(月)	
29日(火)	
30日(水)	
期限	6/10 源泉所得税(5月分)納税
	6/30 4月決算法人の確定申告と納税
	6/30 10月決算法人の中間申告と納税
	6/30 社会保険料(5月分)納付

7月

1日(木)	
2日(金)	
3日(土)	
4日(日)	
5日(月)	
6日(火)	
7日(水)	七夕
8日(木)	
9日(金)	
10日(土)	
11日(日)	
12日(月)	暑定期異動発令
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	
16日(金)	
17日(土)	
18日(日)	
19日(月)	
20日(火)	
21日(水)	
22日(木)	🌊 海の日
23日(金)	🌊 スポーツの日
24日(土)	
25日(日)	
26日(月)	
27日(火)	
28日(水)	
29日(木)	
30日(金)	
31日(土)	
期限	7/12 源泉所得税(6月分)納税
	※ 5月決算法人の確定申告と納税
	※ 11月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(6月分)納付
	※印の納付期限は2021年8月1日まで

税金クイズの答え

A ②在宅勤務に通常必要な費用についてその費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に對して支給する一定の全額については、従業員に對する給与として課税する必要はありません。なお、企業が従業員に在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でもその全額を企業に返還する必要がないもの(例えば企業が従業員に對して毎月五千元を渡切りで支給するもの))を支給した場合は、従業員に對する給与として課税する必要があります。

B ②企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に對する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合(合事務用品等の所有権が従業員に移転する場合は)、従業員に對する現物給与として課税する必要があります。

C ②従業員が、勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合、従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いし、かつ、業務のために利用したものととして領収証等を企業に提出してその代金が精算されているものについては、従業員に對する給与として課税する必要はありません。

D ①明治六年から明治十一年まで課税されていた税金です。時代では「ペン」としてつぎを飼育するブームが起こったようです。当時「さぎ」一羽につき月一円の課税がされていました。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検結果	点検担当者記入欄	
		代表者記入欄	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	I 貸借関係 (資産科目)	
		点検	結果
預現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による高額誤は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	18 回収が滞しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヶ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第7条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金を預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiiky.or.jp/>